

令和5年3月23日

1. 出席議員

1 番	西	一郎	9 番	中村	一堯
2 番	宮崎	幸宏	10 番	勝屋	弘貞
3 番	笠継	健吾	11 番	伊東	茂
4 番	中村	日出代	12 番	徳村	博紀
5 番	池田	廣志	13 番	福井	正
6 番	杉原	元博	14 番	松尾	征子
7 番	樋口	作二	15 番	松田	義太
8 番	中村	和典	16 番	角田	一美

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	染川	康輔
事務局長補佐	樋口	貴司
議事管理係長	富岡	明美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	田	崎		靖
総務部理事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長兼税務課長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
会	計	幸	尾	か	おる
総務課長兼選挙管理委員会事務局参事		白	仁	田	和
人権・同和対策課長		中	尾	美	佐子
企	画	山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
市	民	山	崎	智	香子
保	險	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
産	業	三	ヶ	島	正
農	林	江	島	裕	臣
農	業	田	中	宏	幸
都	市	橋	川	宜	明
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	中	村	浩	一郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰

令和5年3月23日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第22号 鹿島市副市長の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第23号 鹿島市監査委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第24号 鹿島市農業委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 鹿島市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第6 議案第21号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 総務建設環境委員会付託議案
議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
（総務建設環境委員会報告、質疑、討論、採決）
- 日程第8 文教厚生産業委員会付託議案
議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定について（文教厚生産業委員会報告、質疑、討論、採決）
- 日程第9 文教厚生産業委員会付託議案
議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定について（文教厚生産業委員会報告、質疑、討論、採決）
- 日程第10 総務建設環境委員会付託議案
議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定について（総務建設環境委員会報告、質疑、討論、採決）
- 日程第11 新年度予算審査特別委員会付託議案
議案第1号 令和5年度鹿島市一般会計予算について
議案第2号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
議案第3号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第4号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計予算について
議案第5号 令和5年度鹿島市水道事業会計予算について
議案第6号 令和5年度鹿島市下水道事業会計予算について
（新年度予算審査特別委員会報告、一括質疑、一括討論、採決）
- 日程第12 議員上程
議員提案第1号 鹿島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議員上程

意見書第1号 有明海再生に係る諸問題について解決を図るよう求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

日程第14 公共交通対策特別委員会の報告

日程第15 まちづくり対策特別委員会の報告

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。染川事務局長。

○議会事務局長（染川康輔君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案4件の追加提案がありました。

議案番号及び議案名は、配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

また、監査委員から令和4年度12月分の出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

市長の提案理由の説明を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

おはようございます。本3月定例会も最終日となりました。本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、補正予算1件、人事案件3件の計4件でございます。

まず、議案第21号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

今回の補正は予算の総額に25,575千円を追加し、補正後の総額を16,768,642千円といたすものでございます。

歳入につきましては、額の確定に伴う地方消費税交付金などを計上するほか、新市民会館備品整備事業への指定寄附や、森鉄工株式会社様、有限会社馬場酒造様、矢野酒造株式会社

様及び居酒屋千景様から御寄附をいただきましたので、それぞれの御寄附の趣旨に沿って有効に活用させていただくことといたしております。

歳出につきましては、農林水産業費でノリ養殖漁業者の経営安定を図るため、施肥の費用に対して補助を行う海苔養殖漁場環境改善対策事業などを計上いたしております。

次に、議案第22号 鹿島市副市長の選任について申し上げます。

現副市長、藤田洋一郎氏の任期が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、後任者として鳥飼広敬氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

続きまして、議案第23号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

現委員、中村日出代氏の任期が令和5年4月29日をもって満了することに伴い、識見を有する者のうちから選任する監査委員として山口孝氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

最後に、議案第24号 鹿島市農業委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、山口和子氏が令和5年3月31日をもって辞任されることになり、後任者として山本桂子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の在任期間であります令和7年3月31日までとなります。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（角田一美君）

お諮りします。議案第21号から議案第24号の4議案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号から議案第24号の4議案については委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第22号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第22号 鹿島市副市長の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 鹿島市副市長の選任については、提案のとおり鳥飼広敬氏を副市長として同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから松尾市長より副市長の紹介があります。

○市長（松尾勝利君）

ただいま副市長として選任することに御同意いただきました鳥飼広敬さんです。

副市長というのは市長をサポートし、市の行政全般にわたって監督する立場、市長との意思疎通を図りながら予算、人事、事務調整といった内部だけにとどまらず、外部との折衝等、広範囲にわたって実務上のマネジメント、職員指導を行っていただきます。

それでは、本人から挨拶を頂戴したいと思います。

○副市長（鳥飼広敬君）

皆さんおはようございます。副市長への選任議案の同意ありがとうございます。一言御挨拶させていただきます。

私はこの鹿島という地域については、祐徳稲荷神社や面浮立、それに多良岳や有明海の干潟といった美しい自然、そして、何より世界に代表する鹿島の酒という豊かな食文化という本物の地域資源にあふれた地域だと考えております。一方で、この鹿島が直面する課題として、人口減少の問題、それに子育て環境をどう充実していくか、それと、公共交通機関の利便性の確保、こういった大きな課題というのに直面しているかなと思います。

これから共に鹿島をつくるという市長の考えの下、議員の皆さんと一緒に、このすばらしい鹿島の発展のために、微力でありながら尽力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

日程第3 議案第23号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案第23号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 鹿島市監査委員の選任については、山口孝氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市監査委員の紹介があります。藤田副市長お願いします。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、新しく監査委員として選任されます山口孝様を御紹介いたします。

一言御挨拶をお願いいたします。

○監査委員（山口 孝君）

監査委員という大切な仕事を仰せつかることになりました。今まで県立学校の管理職として監査を受ける側でしたけれども、今回、監査をする側になります。初めての経験ですので、いろいろと勉強させていただきながら、公正中立な立場で監査に当たりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

どうもありがとうございました。

日程第4 議案第24号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第24号 鹿島市農業委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 鹿島市農業委員会委員の任命については、山本桂子氏の任命について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから副市長より農業委員会委員の紹介があります。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、ただいまから農業委員会委員として議会の同意をいただきました山本桂子様を御紹介いたします。

山本様、一言御挨拶をお願いいたします。

○農業委員会委員（山本桂子君）

山本桂子と申します。何分、初めてのことで不慣れではございます。皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。お世話になります。よろしく申し上げます。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

ありがとうございました。

日程第5 鹿島市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 鹿島市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、鹿島市選挙管理委員会委員を指名いたします。

選挙管理委員会委員に植松直樹さん、霜村久子さん、重富峻さん、諸岡眞知子さんを指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長により指名をいたしました4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま議長より指名をいたしました植松直樹さん、霜村久子さん、重富峻さん、諸岡眞知子さんが鹿島市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員を指名いたします。

お諮りいたします。補充員の補充の順序は指名の順序にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、補充員の補充の順序は指名の順序とすることに決しました。

選挙管理委員会補充員に中島寛明さん、土井洋助さん、田中勝子さん、中村穂波さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました4名を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま議長において指名をいたしました中島寛明さん、土井洋助さん、田中勝子さん、中村穂波さんが鹿島市選挙管理委員会補充員に当選されました。

しばらくお待ちください。

ただいまから藤田副市長より鹿島市選挙管理委員会委員の紹介があります。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、ただいま鹿島市選挙管理委員会委員に選任されました委員の皆様を御紹介いたします。

一言ずつ御挨拶をお願いしたいと思います。まず最初に、植松直樹委員でございます。

○選挙管理委員会委員（植松直樹君）

御承認をいただきました植松直樹です。住まいは能古見伏原でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

次に、霜村久子様です。

○選挙管理委員会委員（霜村久子君）

高津原の霜村久子です。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

続きまして、重富峻様です。

○選挙管理委員会委員（重富 峻君）

同じく重富峻と申します。住所、鹿島市大字音成5-1942-7、年齢77歳です。よろしくお願いをいたします。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

最後に、諸岡眞知子様です。

○選挙管理委員会委員（諸岡眞知子君）

古枝の諸岡と申します。よろしくお願いをいたします。（拍手）

○副市長（藤田洋一郎君）

これで紹介を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

日程第6 議案第21号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6、議案第21号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第21号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

今回の補正は、緊急な対応が必要なものについて追加提案するものでございます。

議案書（その2）の1ページをお願いします。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

補正予算書と議案説明資料（その2）で御説明いたしますので、御準備をお願いします。

補正予算書 1 ページをお開きください。

今回の補正は予算の総額に25,575千円を追加し、補正後の予算の総額を16,768,642千円といたすものでございます。

2 ページから 3 ページにつきましては今回補正の集計表となっております。

4 ページから 5 ページは今回補正の事項別明細書です。

歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料（その2）により御説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料 1 ページから 3 ページは歳入と歳出の増減比較表となっております。説明は省略いたします。

4 ページをお願いします。

まず、歳入補正について御説明いたします。

ナンバー 1 の地方消費税交付金は、交付額の確定による増で、35,226千円を増額いたしております。

ナンバー 2 の土地建物売払収入は、浜新町住宅跡地の売払いによる増で、15,269千円を増額いたしております。

ナンバー 3 のふるさと納税寄附金は、新市民会館備品整備事業への指定寄附に伴う増で、法人、個人様からの寄附を合わせて6,830千円を増額いたしております。

このうち、森鉄工株式会社様から10,000千円の御寄附をいただき、御意向により5,000千円を市民会館備品整備事業に、残りの5,000千円をナンバー 4 のふるさと人材育成支援寄附金として、ものづくりに関する青少年育成のための指定寄附として計上いたしております。

ナンバー 5 の環境保全事業寄附金は、有限会社馬場酒造様、矢野酒造株式会社様及び居酒屋千景様から有明海環境保全事業のための指定寄附として80千円を計上いたしております。

ナンバー 6 の財政調整基金繰入金は、全体の財源調整として繰入額を30,000千円減額いたしております。

ナンバー 7 のふるさと納税基金繰入金は、新市民会館備品整備事業への寄附金の増額分6,830千円を減額いたしております。

5 ページをお願いします。

歳出補正について御説明いたします。

ナンバー 1 の基金積立金管理事業は、浜新町住宅跡地の売払収入を公共施設建設基金へ積み立てるため15,269千円を増額いたしております。

ナンバー 2 の企画一般事業は、森鉄工株式会社様からの指定寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金積立金を5,000千円増額いたしております。

ナンバー 3 の有明海環境保全事業は、有限会社馬場酒造様、矢野酒造株式会社様、居酒屋千景様からの指定寄附を有明海環境保全事業に活用するため、ラムサール条約推進協議会交

付金を80千円増額いたしております。

ナンバー4の海苔養殖漁場環境改善対策事業は、ノリ養殖漁場において栄養素の低下に伴う色落ち被害を軽減するため、漁業者が実施した施肥に要する費用に対して補助することとして5,254千円を計上いたしております。

6ページは今回補正後の積立基金の状況です。御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑はありますか。7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ふるさと人材育成支援寄附金についてお尋ねをいたします。

このたびたくさんのお金を森鉄工様からいただいたということで、特に、ものづくりに関する青少年育成のための指定寄附というふうに書かれてございます。御承知のとおり、金属工業を中心に、ものづくりのまち鹿島ということで名をはせているわけですけれども、このところ市内からの若者の希望者が少ないということは先ほどの一般質問で述べたところでございます。やはり森鉄工様も非常に期待をされて寄附されたと。鹿島の子供たちを高めたいと、そして、自分たちの会社と一緒に成長していこうという強い思いがあらわれるのかなというふうに思いますが、このふるさと人材育成支援寄附金をものづくりに関する青少年育成ということで、どのような用途を——急な話でございますので、今のところきちんと考えておられないかなと思いますけれども、どういった方向で使っていこうと思われているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回の寄附は、森鉄工様からものづくりに関する寄附ということで、今回、森鉄工が100周年を迎えられて、その一環として御寄附をいただきました。さっき議員おっしゃるように、この鹿島市というのはものづくりのまちです。それにぜひ今後若い人材を育成したいと、そういう思いで寄附をされております。今、鹿島市でもいろんなふるさと教育、そういうものも含めて、鹿島市の企業説明会等も行っております。内容については、今のところ具体的にどれをするということは決めておりませんが、森鉄工様の寄附の御趣旨に沿いながら事業を展開していきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

本当にものづくりのまちということが、ずっとこれからも鹿島市が発展していくように考えていただいて、子供たちがぜひ鹿島市のまちづくりに参加していただければなというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております中で、ノリ養殖漁場の環境整備のための予算が上がっております。確かに大事なことだと思います。ただ、私は今の諫早干拓を含めて、いろんな環境を考えると、これだけでは完全に解決できないと、こういうことの繰り返しになっていくと心配します。自然の問題もありますが、そういうことがありますので、私は今後の取組として、やっぱり根本的にここをどうしていくかということに行政としても取り組んでいかなくてはならないんじゃないかと思います。裁判の問題でも国ともいろいろあっておりますが、やっぱり積極的に市もそここのところをやっていただきたいということをまず言っておきたいと思います。

それと、こういう形で漁場をちゃんとすることは分かります。ただ、漁民の皆さんとお話をするとき、これだけの繰り返しでは生活がどうにもならないというところまで皆さんがなっているという実態を私はもろに見せていただきました。本当にやめたいと思っても、借金がかさんでやめられない。それをどうするかという大きな問題があると思います。だから、こういうのに加えて、行政としてやっぱり今の漁民の皆さんたちの隅々までよく調査をしていただいて、そういう皆さんに対する生活の援助、本当にこれがないと、漁民の人も海に飛び込んでしまいたいとおっしゃる人もあるくらいです。子育てさえちゃんとできない状況があるんだという悲惨な訴えをしていただいたことがありますので、ぜひその辺について行政としてももっと違った形で市の独自の対策を私はするべきだと思いますが、市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

議員言われましたように、今年度のノリ漁期、ほぼ終了しました。生産金額については目標金額の6割ぐらいということで、やはり生産者にとっては非常に大変な状況ということは我々も認識をいたしているところです。さっきおっしゃったように、有明海を根本的に再生しないとこの問題は解決をしないというのは全く同じ思いです。今までもいろんなことで国に議会からも、我々からも要望なり意見を述べてきました。そういう中での今回のこういう状況ですので、やはりさっきおっしゃったように、大変な状況というのは1年で起きたことではなくて、今までの積み重ねがこういう状況になってきているということ認識いたして

おります。

そういうことで、有明海の再生に対してどのような事業ができるのかというのは、国も県も我々も一生懸命考えていかなければなりませんし、今回の支援については施肥の事業の支援をいたしておりますが、今後、有明海の再生についてどういう支援ができるのか、もう一つは、生活支援まで踏み込んで支援をしていくのか。今回の3月の補正については施肥事業に対する補助のみを行っておりますが、今後、そういうことを考えながら支援をしていきたいというふうに思っているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市長は自らも漁業に取り組んでいらっしゃるということで、誰よりもよくその実情は御存じだと思います。諫干の問題のときにも、一緒に諫干まで船で行ったこともありますよね。そういう経験もあられますので、ぜひ市独自、そして、県や国に積極的にそういう実態を訴えながら取り組んでいただきたいということをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第7 総務建設環境委員会付託議案

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 総務建設環境委員会付託議案、議案第7号 鹿島市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付しております総務建設環境委員会審査報告書写しのとおりであります。

令和5年3月3日

鹿島市議会

議長 角田 一 美 様

総務建設環境委員会

委員長 中 村 和 典

総務建設環境委員会 審査報告書

令和5年2月28日の本会議において付託されました「議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、3月3日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。総務建設環境委員会委員長中村和典議員。

○総務建設環境委員長（中村和典君）

総務建設環境委員会委員長の中村和典です。

去る2月28日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、担当職員出席の下、3月3日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当職員より次のとおり説明がありました。

制定理由については、令和3年に個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われ、令和5年4月1日より施行されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものである。

これまで個人情報保護については、国や民間事業者、地方公共団体で対象や取扱いが異なっており、制度上の不均衡や不整合などが生じていた。このような状況を解決することなどを目的として、全国的な共通ルールを法に統一して定めることとなり、鹿島市においても法に基づき個人情報保護制度を運用するための条例を定めることとなった。

制定のポイントとして、法の施行後は法の規定に基づいて個人情報保護制度が運用されるが、開示決定等の期限、開示請求の手数料、審査請求に係る諮問など、必要な事項について定める条例を新たに制定する。また、この条例の制定に伴い、現行の鹿島市個人情報保護条例が廃止となる。

本条例では、個人情報ファイル簿の作成及び公表について、鹿島市独自の取扱いを定めている。実施機関は、法の規定により個人情報ファイルの名称や実施機関の名称、利用目的、記録項目などを記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなっている。法では1,000人に満たない個人情報ファイルはファイル簿の作成、公表を要しないとなっているが、

鹿島市では旧条例の規定を踏まえ、法に基づく新たな制度においても、取扱人数にかかわらず、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとしている。

保有する個人情報の開示請求があった場合における開示決定等の期限については、鹿島市においては、旧条例における取扱いと同様とするため、法に定められた期限の30日以内より短縮し、14日以内と規定している。

施行期日は、改正法の施行日に合わせ、令和5年4月1日とする。

以上の説明の後、質疑、答弁がありましたので、主なものについて報告いたします。

質問 保護すべき個人情報はどのようなものがあるのか。

答弁 個人情報とは、ある人を特定できる情報ということで、名前だけでは個人情報ではなく、名前に住所、生年月日などが加わった情報となる。

現在、市長部局で540件、議会で7件、教育委員会で102件、選挙管理委員会で18件、監査委員会で1件、農業委員会で7件の個人情報のファイルを取り扱っている。

質問 例えば、犯罪歴や働いた履歴などは個人情報の保護の対象になるのか。

答弁 犯罪歴とか宗教とかセンシティブな情報は個人情報に当たり、さらに厳しい管理が義務づけられている。

質問 個人情報の開示請求はどのような内容のものであったのか。

答弁 一昨年、保険健康課で2件あり、これについては、自分の情報はどのように取り扱われているのかということで、本人が自分の情報を開示請求されている。

質問 全国的な共通ルールより、鹿島市はより厳しい条例を設定されているところで、特に期限について短くなっているが、仮に情報の開示請求が複数あったときに支障はないのか。

答弁 開示請求があった場合の開示決定等の期限については、旧条例が平成17年に制定して、ずっと運用しており、これまで複数件の実績があったが、それでも特に業務としては支障がなかったので、今後も問題ないものと考えている。

以上の質疑、答弁の後、採決した結果、議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、総務建設環境委員会において起立全員で可決されました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

議案第7号についての委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第7号 鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、委員会報告は可決であります。これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

日程第8 文教厚生産業委員会付託議案

○議長（角田一美君）

次に、日程第8. 文教厚生産業委員会付託議案、議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定についてであります。

文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付しております文教厚生産業委員会審査報告書写しのとおりであります。

令和5年3月3日

鹿島市議会

議長 角田一美様

文教厚生産業委員会

委員長 樋口作二

文教厚生産業委員会 審査報告書

令和5年2月28日の本会議において付託されました「議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定について」は、3月3日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。文教厚生産業委員会委員長樋口作二議員。

○文教厚生産業委員長（樋口作二君）

文教厚生産業委員会委員長の樋口作二です。

去る2月28日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定について、担当職員出席の下、3月3日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当職員より説明がありましたので、主なものについて報告いたします。

制定理由は、市民の文化・芸術活動の振興及び市民相互の交流を図り、魅力的でにぎわいのある豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的として、鹿島市民文化ホールを設置することに伴い、条例を制定するものである。

施設概要について、構造及び面積は鉄筋コンクリート造りの4階建て、延べ床面積2,678平方メートルである。特徴としては、音響特性に優れたシューボックス型のホールとなっており、ステージの広さは生涯学習センターの4倍、旧市民会館の2倍、また、ホールと交流ラウンジの一体活用が可能な造りとなっている。

諸室の名称と仕様について、ホールの客席は751席あり、音楽、演劇、講演会、商業展示など、様々なジャンル、演目に対応するホールとなっている。

ホワイエは、光あふれの空間でコミュニケーションができるホワイエとなっている。

交流ラウンジは、ホールと一体的に利用する場合、客席が最大800席まで拡充可能である。

このほか、楽屋3室、楽屋事務室、シャワールーム、練習室、多目的室2室を備えている。

開館時間は午前9時から午後10時までとし、休館日は毎週月曜日のほか、祝日の翌日、年末年始の12月28日から1月4日までとする。

このほか、1時間当たりの施設使用料について、また、舞台で使用する際の音響、照明など、附属施設備品の使用料金について説明があった。

施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日とする。

以上の説明の後、質疑、答弁、意見がありましたので、主なものについて報告いたします。

質問 規定をつくるとき、近隣市町の類似したホールの規定を参考にしたのか、それとも、大きな都市部の施設の規定を参考にしたのか。

答弁 まず、既存の旧市民会館の条例と現行の生涯学習センターの条例をベースにしてつくった。入場料は佐賀市文化会館や武雄市文化会館、柳川市の市民文化会館、近隣市町の施設なども参考にした。

質問 他市町を参考にしたということだが、鹿島市独自に決めた項目はあるか。

答弁 他市町と違うところは、交流人口を増やすという考えの下、市外の営利団体が使用したときの使用料金を2.1倍、2.3倍と倍率を低く設定している。

質問 楽屋が不足するのではないか。また、姿見はあるのか。

答弁 2階の多目的室やエイブルと連携して、いきいきルームやほかの部屋も使用できることを想定している。また、姿見も準備する予定である。

質問 音響設備や照明設備を使用するときはオペレーターが必要になるが、その分の料金も使用料の中に含まれているのか。また、オペレーターは常勤か、必要なときのみなのか。

答弁 ホールには専門のスタッフを常勤で2名採用し、受付や事前打合せ、リハーサル

も対応してもらおう。別料金はかからないが、大規模なイベントでスタッフが不足するときは自前で連れてきてほしい。

以上の質疑、答弁の後、採決した結果、議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定については、文教厚生産業委員会において起立全員で可決されました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

議案第8号についての委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市民文化ホール条例の制定について、委員会報告は可決であります。これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第9 文教厚生産業委員会付託議案

○議長（角田一美君）

次に、日程第9. 文教厚生産業委員会付託議案、議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定についてであります。

文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付しております文教厚生産業委員会審査報告書（その2）写しのとおりであります。

令和5年3月3日

鹿島市議会

議長 角田一美様

文教厚生産業委員会

委員長 樋口作二

文教厚生産業委員会 審査報告書（その2）

令和5年2月28日の本会議において付託されました「議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定について」は、3月3日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。文教厚生産業委員会委員長樋口作二議員。

○文教厚生産業委員長（樋口作二君）

続けて失礼をいたします。文教厚生産業委員会委員長の樋口でございます。

去る2月28日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定について、担当職員の出席の下、3月3日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当職員からの説明がありました。主なものについて報告いたします。

制定理由は、鹿島市の民俗、歴史、文化その他郷土に関する貴重な資料の収集及び保存とその活用を図り、市民の文化の向上に資するため、鹿島市ふるさと資料館を設置することに伴い、条例を制定するものである。現在の鹿島市民俗資料館は、鹿島市民文化ホール建物内に新たに鹿島市ふるさと資料館として再整備し、その機能と役割を集約する。

施設概要について、主な設備は展示ケース、展示台、ピクチャーレール、収蔵庫などである。

開館時間は午前9時から午後5時までとし、休館日は毎週月曜日のほか、祝日の翌日、年末年始の12月28日から1月4日までとする。また、観覧料は無料とする。

特徴としては、鹿島市民文化ホールとの複合施設であり、ホール利用者も自由に展示資料を観覧可能で、館内各所に設けた展示コーナーを回遊しながら観覧ができる。貴重な資料はケース内に展示を行い、パネルや映像機器なども活用した分かりやすい展示を行う。

現在の鹿島市民俗資料館には明治から昭和にかけての日常生活や生業で使われた民具800点以上が展示されている。市内小学校の社会科授業での調べ学習が主な利用で、利活用の促進を図る必要がある。また、昭和55年に建設された木造平家建ての建物で、施設や設備の老朽化が進んでおり、貴重な資料を保存するためには適切な環境を整備する必要がある。

今後の展開について、鹿島市民文化ホール建物内に鹿島市ふるさと資料館を設置し、従来の民俗資料だけでなく、郷土の歴史や偉人、文化、芸術、面浮立に代表される民俗芸能など、ふるさとに関する貴重な資料を収集し、定期的に入れ替えながら展示をする。市内の小中高生をはじめ、幅広い世代を呼び込むことを想定しており、鹿島市の魅力再発見と発信の場としても活用し、隣接する生涯学習センターの床の間コーナーや市民図書館の郷土資料コーナーとも積極的に連携を図っていく。

施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日とする。

以上の説明の後、質疑、答弁、意見がありましたので、主なものについて報告いたします。

質問 新たに条例を制定しているが、現在ある民俗資料館の条例は廃止になるのか。また、建物はなくなるのか、それとも展示を続けるのか。

答弁 今回の鹿島市ふるさと資料館条例の制定に伴い、現行条例は同時に廃止となる。建物は国の起債事業で設置するため制限があり、従前の建物は新しく設置してから5年以内に壊さなければならない。

質問 現在の民俗資料館にある展示物はどうなるのか。

答弁 展示面積が165平方メートルから105平方メートルと狭くなるので、全てを移すことは不可能である。移せない分は取り壊すまでの5年以内に市内各所に分散して展示するほか、学校教材に使用するなど、今後検討する。

質問 展示ゾーンがAからFまでであるが、展示物は固定なのか、いろいろと変えるのか。

答弁 建物が全周ガラス張りの形なので、太陽光、紫外線が結構差し込むことが想定される。このため光を嫌うような資料は1階やカーテンで閉めた展示コーナーを考えている。今後、ケースを導入していく中で具体的に決めていきたい。

質問 資料館への入場は無料だが、ホールでイベントがあつているときも自由に入場できるのか。入場できた場合、ホールで有料のイベントが開催されているときなど、のぞくことができるのではないか。

答弁 ホールの利用者であるイベント主催者との協議になる。入場料が必要なイベントの場合は、ホール入り口でチケットを提示してもらうなど、主催者側で区別する形になると思う。また、入場自体を遠慮してもらうこともあり得る。

質問 有明海文化・漁業文化についてVRを取り入れた展示をしてもらえるか、また、映像機器等を使った展示とはどのようなものか。

答弁 有明海をテーマにした展示を考えている。また、デジタルサイネージでは郷土の偉人の紹介や面浮立などの映像を流す。常時流す形とボタン操作やセンサーでも調整できる形とする。

以上の質疑、答弁の後、採決した結果、議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定については、文教厚生産業委員会において全員起立で可決されました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

議案第9号についての委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市ふるさと資料館条例の制定について、委員会報告は可決であります。これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩します。11時10分から再開します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第10 総務建設環境委員会付託議案

○議長（角田一美君）

次に、日程第10. 総務建設環境委員会付託議案、議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定についてであります。

総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付しております総務建設環境委員会審査報告書（その2）写しのとおりであります。

令和5年3月3日

鹿島市議会

議長 角田一美様

総務建設環境委員会

委員長 中村和典

総務建設環境委員会 審査報告書（その2）

令和5年2月28日の本会議において付託されました「議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定について」は、3月3日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。総務建設環境委員会委員長中村和典議員。

○総務建設環境委員長（中村和典君）

総務建設環境委員会委員長の中村和典です。

去る2月28日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定について、担当職員出席の下、3月3日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当職員より次のとおり説明がありました。

令和4年9月の鹿島市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、太陽光発電事業の利活用を推進するに当たり、推進するエリアと自然環境等に配慮して抑制するエリアとに区分を行うとともに、計画段階から事業者と事業内容や災害時の対応、事業廃止後の撤去、処分等に関する協議を行えるよう本条例を制定するものである。

背景として、地球温暖化防止の観点から、再生可能エネルギーが国策として推進され、未利用地の有効利用、有効活用につながる大規模な太陽光発電事業が活発化しているが、その一方で、設置に関する関係住民等とのトラブル、設置後の土砂災害や景観の問題、さらには寿命を迎えた後の太陽光発電設備の放置問題など、様々な課題が浮き彫りになっている。再生可能エネルギーは今後さらに普及が進む見通しであり、鹿島市においても、山間部の耕作放棄地などにおいて大規模な太陽光発電設備が増加すると想定され、これらの問題に対応する必要がある。

本条例では、市は事業区域が1,000平方メートル以上の太陽光発電設備の設置状況を把握し、適正な管理運営を行うよう事業者に必要な指導、助言、勧告、命令、公表等を行うことを責務としている。太陽光発電事業の長期的な運営に当たっては、適正な維持管理がなされないことによる災害の誘因や災害等による破損に伴う感電、有害物質の漏えいなどが懸念されることから、事業者及び管理者はより安全かつ適正な運営を責務とし、安定的な運営を行うために関係住民との信頼関係を構築するものとするを定めている。

また、自然環境の保全や市民の安全の確保、良好な居住環境を確保するための区域として保全区域を設定する。保全区域は規則で定めるが、規則で定める保全区域の指定案については、鳥獣保護区及び特別保護区、これはラムサール条約登録湿地を含みます。自然公園、史跡、名勝、または天然記念物、伝統的建造物群保存地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊防止危険区域、砂防指定地、河川区域及び河川保全区域、都市公園を想定している。

施行日は、令和5年6月1日とする。経過措置として、この条例の施行日前において現に工事に着手している対象事業、または工事が完了している対象事業については、一部の規制を適用し、市長の同意を必要としないものとするとしている。

以上の説明の後、質疑、答弁がありましたので、主なものについて報告いたします。

質問 既にもう大規模な太陽光発電の施設が鹿島でもあるが、今回の条例の対象となるのか。

答弁 現在あるものについて、1,000平方メートルを超えるものは市長の同意は要らないが、一部届出の義務がある。

質問 事業者がこの条例を無視して設置する可能性がないのか。

答弁 本条例に従わない場合は勧告等の規定を定めているので、公表したら許可を出している経済産業省に報告となり、悪質な場合は電気の売買の許可自体を取り消され、営業停止となる。

質問 子供が入らないようにフェンスの高さを規制できるのか。

答弁 事業の届出の際に、事業の届出の中にフェンスの高さ等の第三者の侵入防止対策について明記することとなっている。

質問 協定の締結と廃止以降の施設を撤去した後の土地の原形復旧等は努力義務になっているが、悪徳業者を排除するため、もっと強い条例規定にならないのか。

答弁 本条例では、そこまで制限するというところには至っていないが、今後、全国的な法の整備ができるという情報もあるので、条例改正等検討していく。

質問 全国的に規制の手続が3タイプ、届出協議制、届出同意制、許可制があり、鹿島市では届出同意制とのことだが、最も厳しい許可制にしなかった理由はあるのか。

答弁 土地を売りたい人、買いたい人を制限するのはどうかということを議論し、研究会で検討したが、最終的には財産権を重視し、届出同意制のタイプとなった。

質問 事業者は、事業を実施しようとするときは、関係住民等に1回以上、公民館等その他の集会施設において実施すると想定されているが、この1回以上とは、その1か月に1回とか1年に1回とか決めているのか。

答弁 事業に着手する前の説明会なので、事業着手する前に1回以上は必ず実施するものと考えている。

質問 本条例の適用となる1,000平方メートル以上の太陽光発電を設置している事業箇所は把握されているのか。

答弁 2月末時点で252か所設置されており、そのうち1,000平方メートル以上と思われるのが18か所である。

質問 太陽光発電が建つと規制が難しいので、農業委員会と話をし、土地の転用許可を厳しくするようなことはできるのか。

答弁 関係住民の説明の前に市役所内の協議、または農業委員会での協議という流れになるので、今後、安全面も考えて協議をお願いしたい。

以上の質疑、答弁の後、採決した結果、議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定については、総務建設環境委員会において起立全員で可決されました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

議案第10号についての委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例の制定について、委員会報告は可決であります。これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第11 新年度予算審査特別委員会付託議案

○議長（角田一美君）

次に、日程第11. 新年度予算審査特別委員会付託議案、議案第1号から議案第6号までの6議案について一括して審議に入ります。

議案第1号 令和5年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第3号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第4号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第5号 令和5年度鹿島市水道事業会計予算について、議案第6号 令和5年度鹿島市下水道事業会計予算について、以上6議案について新年度予算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付をいたしております新年度予算審査特別委員会審査報告書写しのとおりであります。

令和5年3月13日

鹿島市議会

議長 角田一美様

新年度予算審査特別委員会
委員長 杉原元博

新年度予算審査特別委員会 審査報告書

令和5年3月2日の本会議において付託されました下記6議案については、3月7日、8日、9日、10日及び13日に質疑審査を行いました。

審査の結果は、下記全議案について、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、会議規則第98条の規定により報告します。

記

- ・議案第1号 令和5年度鹿島市一般会計予算について
- ・議案第2号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
- ・議案第3号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について
- ・議案第4号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計予算について
- ・議案第5号 令和5年度鹿島市水道事業会計予算について
- ・議案第6号 令和5年度鹿島市下水道事業会計予算について

委員長から審査経過及び結果の報告を求めます。新年度予算審査特別委員会委員長杉原元博議員。

○新年度予算審査特別委員長（杉原元博君）

新年度予算審査特別委員会委員長の杉原元博です。ただいまから新年度予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において本委員会に付託されました議案第1号から議案第6号までの新年度予算6議案につきまして、3月7日、8日、9日、10日、13日の合計5日間にわたり新年度予算審査特別委員会を開催し、慎重に審査をしてまいりました。これより審査経過及び結果について報告をいたします。

市長以下、執行部の出席の下、各所管部署より令和5年度の鹿島市当初予算について説明がありました。

令和5年度の鹿島市一般会計当初予算は総額15,509,000千円で編成し、昨年6月補正後対比で5.8%、946,191千円の減となっています。燃料や物価の高騰、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあるなど、社会経済情勢が目まぐるしく変化をする中、第七次総合計画の3年度目として、市民サービスの維持を図るとともに、鹿島らしい地域性、地域力を生かした地方創生に向けたまちづくりのため、各種事業を実施する予算となっています。

歳入予算、主要一般財源等について申し上げます。

市税は、営業所得、特に、ノリ養殖の落ち込みに伴う個人住民税の減少などにより、0.9%、28,600千円の減を見込んでいます。

地方交付税は全体枠で1.7%増額されています。これは社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民ニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう国の予算額が確保される見込みによるものですが、普通交付税は人口減少等を踏まえて前年対比伸びゼロで計上されています。

実質的な地方交付税は、当初予算段階で2.7%、110,000千円の減を見込んでいます。また、財政調整のため、財政調整基金から240,000千円、公共施設建設基金から50,000千円を繰り入れています。

なお、歳入に占める市債依存度は10.7%となっています。

次に、歳出予算、義務的経費、消費的経費について申し上げます。

人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費は、人件費が10.5%減、扶助費が1.2%減、公債費が1.1%減で、全体では4.5%の減となっています。また、人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等のいわゆる消極的経費は補助費等の6.7%減などにより3.8%の減となっています。

令和5年度の主な事業は、重点施策である定住促進、交流人口拡大、子育て支援等のための必要な経費や実施計画を基にした各種事業に係る予算を措置しています。投資的事業は小学校長寿命化改良事業や市営住宅改修事業などがあるものの、新市民会館の竣工に伴う事業費の減が影響し、総額2,687,827千円で、16.6%の減となっています。

国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3,641,655千円で編成されています。

佐賀県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っています。県は医療給付費等の見込みを立てた上で、市町が納める国保事業費納付金を決定し、標準保険税率を市町に示します。市町は標準保険税率を参考に保険税率を決定し、賦課徴収を行い、資格管理、保険給付、保険事業等、地域におけるきめ細かな事業を実施しています。鹿島市の被保険者の見込みは3,800世帯、6,450人となっています。

後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ479,147千円で編成されています。

県内全市町で構成する佐賀県後期高齢者医療広域連合が運営主体となっています。各市町は徴収した保険料と負担金を納付し、広域連合は医療費の納付等を行っています。鹿島市の被保険者の見込みは4,920人となっています。

給与管理特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1,891,846千円で編成されています。

鹿島市全会計の職員の人件費の総額を計上して、毎月の給与支払いを一括して管理する会計です。経常的な人件費の動向を把握し、効率的な事務作業ができる特別会計です。

次に、公営企業会計の水道事業について申し上げます。

事業計画は給水戸数9,567戸、年間配水量277万5,000立方メートル、1日平均配水量7,581立方メートル、有収率79.3%となっています。収益的収支、消費税抜きでは事業収益526,485千円、事業費513,223千円、利益13,262千円となっています。資本的収支は、収入176,420千円、支出377,924千円、差引き201,504千円のマイナスとなっています。主要事業は、配水設備整備事業（布設替、新設）、機械・電気計装設備等更新事業、久保山配水池改修事業、水道施設整備計画策定業務、漏水調査業務などです。

次に、公営企業会計の下水道事業について申し上げます。

水洗化戸数4,191戸、年間総処理水量109万5,000立方メートル、1日平均処理水量3,000立方メートル、有収率90.7%となっています。収益的収支、消費税抜きでは、事業収益1,000,602千円、事業費974,746千円、利益25,856千円となっています。資本的収支は、収入824,522千円、支出1,086,118千円、差引き261,596千円のマイナスとなっています。主要事業は、未普及解消事業、浄化センター建築工事委託、中村雨水ポンプ場耐震・耐津波診断業務、浄化センター等運転管理業務などです。

次に、本委員会で各委員から出された質問を抜粋して申し上げます。

質問 昨年10月、管理職が中途退職された。その後、若手も数名辞められたと聞く。退職等の分析をどうしているか。

答弁 早期退職者の傾向を見ていると、将来の夢を持って退職されるのが一番多いように感じる。

質問 本年度の重点事業のDX推進事業の将来の予算的な推移、職員の人数が減少していくのか、広域電算業務がどうなるのか伺う。

答弁 職員を減らすためではなく、対住民サービスの向上と捉えている。予算は主に庁内のデジタル化のものであり、電算センターはシステムの全国での共通化に向け、DXの中で行われている。

質問 ボートレースチケットショップ鹿島環境整備協力交付金18,000千円の歳入は大村市からの協力金と思うが、売上げに対し何%か。

答弁 年間売上金の1%を市のほうへ協力金として受け入れている。

質問 DX推進事業で業務の効率化、業務量の削減に応じてどの程度の効果があり、接客に人員配置するのか。

答弁 18業務で業務削減時間が年間で1,900時間見込め、金額で3,700千円の効果が見込める。

質問 DXでどこの業務を主に行い、業務削減時間を1,900時間と想定するのか。

答弁 提携の業務で量が比較的多い業務、例えば、福祉のほうで医療費助成の申請とかがある。

質問 女性活躍の予算が上がっているが、事業内容はどうか。

答弁 今は女性活躍推進に関する職員研修、市民向けのセミナー、講演会を開催している。来年度は女性活躍推進事業を予定している。

質問 企画費の廃止路線代替バス運行費補助金と生活交通路線維持費補助金が70,000千円以上続いているが、利用者数はどれくらいか。

答弁 廃止路線代替バスは3路線あり、大野線が年間2,749人、奥山線が年間3,541人、尾崎線が1,744人となっている。

質問 中山間地の方で免許証返納しようと思っても、タクシー代が高くなる。70,000千円の中からどうにかできないか。

答弁 廃止路線バスは事業者がここは通行できませんと言われたのを、それでも続けてくださいと言っている部分でもあり、そこを考えて地域活性化協議会などで協議をしていく。

質問 歳入に市長におまかせ分とあるが、これはふるさと納税からであるが、ふるさと納税も8億円とあまり伸びていない。市長におまかせ分を何に使おうとしているのか。

答弁 いろんな項目の当てはまらない分の負担をしていくことになろうと思う。一義的に市民を守っていくところになる。

質問 ふるさと納税、10億円くらいいくと思っていたが、増えない。返礼品に問題があると思うが、委託業者はどう言っているのか。

答弁 一番の原因は、9割強を占めていたふるさとチョイスと楽天のポータルサイトの寄附額が減少したことにある。

質問 支援事業で男女共同参画のセミナーの内容はどういうものか。

答弁 企業の管理職を対象としたセミナーを行う。市の職員については、市民サービスというのは女性目線が大事であると思っている。

質問 県立大学について事業費が出ないから予算計上がないかもしれないが、誘致の方策、準備状況はどうか。

答弁 方向的には県の構想が進み、最終的に場所が決まったところで土地の準備かれこれ動くのかと考える。

質問 ホームページのトップ画面の端が切れたりする。鹿島の顔の部分であり、管理をよくしていただきたい。UXをどう考えるか。

答弁 音声での案内とか、今後、利便性の向上も検討していく。

質問 移住推進事業に2,242千円が予算計上されているが、担当はどこか。

答弁 企画財政課で窓口を一本化した。庁内で話を受ければ、まず、企画財政課に連絡をするよう申合せをしている。

質問 交通対策費で、運転免許自主返納者にバス・タクシー券助成金480千円の予算がある。1人8千円と聞いたが、返納する気になるのか。

答弁 バス・タクシー券助成については、75歳以上の返納者に1回限りで8千円のチケットを交付し、近隣市町との整合を取っている。

質問 総務費の庁舎管理費で令和元年に庁舎の耐震診断、構造計算をされ、経年5年くらいで見直しが必要と思う。もうその時期が来て、20,000千円か30,000千円の費用が考えられるが、早めの取組が必要である。

答弁 耐震診断をして数年たっているが、そのときは耐震の強度がないという結果が出

ているので、再度耐震の診断は必要ないと思っている。

質問 市道舗装補修事業でサイクルは5年スパンとか、いろんなパターンがあると思うが、主要幹線市道にはどういう基準で工事をしているか。

答弁 主要市道に関しては、個別施設計画を策定し、各年度が平準化するようにしている。

質問 西峰団地は高齢者の方も多く、修理とかを希望するがどうか。

答弁 老朽化が進んでいるのは認識している。できるだけ現場を確認して初期対応ができるものはやっている。パトロールをしながら対応できるものは対応する。

質問 市道維持経常費の中で、カーブミラーは何か所計画しているのか。

答弁 来年度は8か所である。

質問 空き家対策として、活用助成金プラスパンフレットで2,000千円の予算のみだが、修復助成1,000千円くらいつけるべきと思うが。

答弁 空き家対策補助事業を立ち上げ、協議会で方向性を示していきたい。

質問 市道舗装補修事業で順位制、優先順位の考え方はどうか。

答弁 要望を受け、緊急性を見ながら実施していく。

質問 市営住宅の木について、居住者が植えられ処分ができないとかを聞くが、ルールはあるのか。

答弁 ケース・バイ・ケースというのもあるが、話をしながら進める。

質問 資源ごみの品目、拠出金の内容は。

答弁 資源ごみの売却益は年間9,000千円程度ある。容器包装リサイクル協会の拠出金は1,800千円、品目は雑誌、新聞、段ボール、アルミ缶、古着等々である。

質問 耐震改修事業補助金の内容は。

答弁 国道207号が災害時の緊急道路と指定されているので、その沿道に建つ6メートル以上の建物で耐震基準が満たっていないものにかかる。

質問 子供の通学路の安全対策は、市の関わり方はどうなのか。

答弁 教育委員会が主催し、各学校から上がる要望を市役所、警察、土木事務所といった団体で、学校側と協議し、対応している。

質問 地域猫活動の一環、クラウドファンディングについて何う。

答弁 12月28日から31日の間で1,000千円たまった。地域やボランティアの方と話し合い、避妊、去勢、餌やり、トイレとかをやる。

質問 乾電池や蛍光管を月1回とかの通常のごみ回収でできないか。

答弁 鉛とか自然界に対する負荷が考えられ、通常ごみ出しとは別としている。回収の頻度とか考え、検討できたらと思う。

質問 下水道の幹線は伸び続けていると思うが、維持費、管理はどうか。

答弁 汚水の管渠は令和3年度末で総延長86キロメートルであり、汚水管路施設点検業務で予算9,500千円計上、管詰まりは清掃で2,000千円の予算を立てている。

質問 インボイス対応システム改修委託が初めてだが、内容を伺う。

答弁 下水道使用料、また、水道料については、相手方に税額と税率を乗せた請求書を送り、税額控除を受けられると証明書を渡す。そのためのシステム改修を行う。

質問 下水道の使用料は水道料金の何割か。2つが合わせて請求されるので、高いと誰でも言われるが、その請求の内容を説明しているのか。

答弁 御利用に合わせての請求ということで、結果7割程度になっている。

質問 学校給食の運営について、老朽化もあり、万が一、子供の給食の提供ができなくなった場合はどう対応するのか。市外の給食センターに対応をお願いできるのか、協定とかはないのか。

答弁 鹿島で作るのは2,500食。他市町との協定はない。まずは弁当持参、それができない都合もあるので、外注とかを検討する。

質問 コロナワクチンの接種率はどうか。廃棄した数が分かるか。

答弁 3回目接種率66.6%、4回目46.8%、5回目25.6%、廃棄は1,050人分ほどである。以上、本委員会に付託されました議案第1号から議案第6号までの6議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決せられました。

以上が新年度予算審査特別委員会の審査報告であります。

なお、一般会計、特別会計、公営企業会計の令和5年度予算数百ページにわたる議事録をしっかりとまとめ上げ、報告書を作成していただきました笠継健吾副委員長に厚く御礼を申し上げて、報告を終わります。

○議長（角田一美君）

議案第1号から議案第6号までの6議案についての委員長報告に対し一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。討論はありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員、福井正でございます。令和5年度予算案に対して、議案第1号から第6号まで全ての議案に賛成でございますけれども、議案第1号、一般会計予算案について賛成の立場で討論をいたします。

議案第1号、一般会計予算案は、総額、歳入歳出15,509,000千円という新たな事業に取り組み、バランスが取れた予算でございます。

5年度一般会計予算案の特徴である施策は、DX、デジタルトランスフォーメーションに取り組まれることとございます。DXは人工知能などのデジタル機器を使うことで事務作業の自動化を図り、人を窓口業務や福祉の現場などに配置でき、住民サービス向上につながる施策だと思います。また、子どもの医療費助成の拡充、ノリなどの不作で苦しんでおられる漁業者に対して漁業被害対策特別資金の利子補給、長年水害で苦しんでおられた母ヶ浦水系流域治水対策、将来の教育環境向上のための小学校長寿命化等、様々な施策に取り組む予算でございます。

また、第2号から第6号までの予算案もバランスが取れた予算であり、よって、議案第1号から第6号まで全ての予算に賛成をいたします。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに討論はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいまの問題で、私は全て反対をいたします。

まず、議案第1号、一般会計です。

2023年度、令和5年度の国家予算は114兆円余りと過去最高になりました。前年度比6兆7,848億円増加して、そのうちの7割以上を軍事費が占める実態といたします。まさに戦争か平和かで日本の進路が大きく問われています。それとは別に、国立病院などの積立金やコロナ対策事業の残金まで流用して4兆5,919億円を確保するというこのようです。東日本大震災の復興特別所得税の増税、流用、そして、建設国債の充当にも手をつけるとういいます。その反面、社会保障費自然増の1,500億円の削減、中小企業予算や農業予算の削減など、暮らしの予算は軒並みに圧縮されているようです。

このような中で、鹿島市民の暮らしぶりはどうでしょう。とどまることのない物価高は市民の毎日の暮らしに大きな打撃を与えています。賃金もなかなか上がらない。鹿島市を支えてきた農漁業の経営の落ち込みも大変なものです。ノリをされている人たちに実態を聞いて、驚きました。これまでノリ業者の大変なのは、報告を受けたり、実際に見て分かっているつもりでしたが、今回聞いた地域は、今だけではなく、何年も今のような状態が続いているとういいます。もうどうにもならない状態になっていることを知らされました。廃業するにも、借金があるので、それはできないとういいます。子育て世代の皆さんは特に深刻です。これはノリ業者だけではなく、飲食店をはじめ、商店の経営者の皆さんをはじめ、市内の市民の多くの方がこれに近い状況にあられます。今、税金や子供たちの教育、その他福祉に係る制度的なものを見直して、市民が安心できるようにしなくてはいけないと思います。3年前から私はそのことを言ってきました。そのことを考えれば、今回の市の予算は期待できるものではないと思います。

国の財政計画から見れば、国から流れてくるお金もこれまでのようにはいきません。市が独自で取り組むのは大変だということは十分に分かります。今、公共事業も大事でしょうが、まず、暮らしに直面する福祉や教育を重点に取り組むときだと思います。そのためには僅かな無駄な取組もやめることです。

無駄だという問題では、私がいつも指摘をしておりますのが、まず、同和団体補助金です。今年も6世帯8人の同和団体2団体に2,972千円予算が組まれています。このことで事業計画書をお願いをしましたが、出された資料を見ますと、本当に驚くのは、全国で行われる研修会、大会、活動費、ほとんどがそれです。あとは人件費と僅かな事務費です。団体の活動費丸抱えです。

今さら言うまでもありませんが、国策として1969年に制定された同和事業特別措置法は、2002年、国策としての同和对策事業は終わったのではないのでしょうか。そもそも鹿島市は最初からこの事業の取組は大きな間違いを起こしています。それまであった同和地区を新たに別のところに移して、そこへ市営住宅を建て、つまり住宅を新しく造ることで、新しい同和地区をつくりました。家賃の面でも一般の住宅よりはるかに安いものでした。地区の環境改善、差別解消なんてものではなかったと思います。差別を解消しなければならない団体に対して、このようなことは許せません。

今回もこれまでと変わらず予算化をされております。僅か2,000千円程度といっても、許すことができません。これは直ちにやめるべきです。

ほかにも老人クラブなど福祉団体に補助金が出されていますが、活動費丸抱えなんて団体はありません。ほかの福祉団体は僅かな市の補助をもらって、あとの活動費はそれぞれの団体が自らいろんな取組をして運営されている実情だと思います。

さらに、私が指摘しておりますのは、スポーツ合宿の取組です。前市長の目玉政策だったので、新しい市長はやめるべきだったと私は思っています。しかし、そのまま続けられています。そういうことをされる一方、小学校の囲碁の指導に行かれている団体に講師謝礼が12千円出されているということを聞き、1回にかと思ったら、何と1年に1回というから驚きます。そもそも前の市長がつくった総合計画をそのまま引き継ぐということ自体、問題だったと思います。

今回の審議の中で、今見直しをやっているという市長の発言がありましたが、取組が遅いです。市民のことを十分に知り尽くされている市長だと思います。コロナやウクライナ問題などによる物価高が続く今日、直接市民の生活に関わる問題、福祉や教育などに力を入れていかなければ、市民の暮らしはますます大変になることは目に見えています。鹿島市はどがんなつとやという声をよく聞きます。やはり市民の暮らしがここまで大変だからこそ、このような声も聞こえてくると思います。

いずれにしても、5年度の予算、今の鹿島市にとって安心できる、せめて何とかなる

というものではない、そういう予算案だということで私は反対をします。

最後に付け加えますが、高校までの医療費無料化は市長の公約でもありましたが、私が医療費無料化を議会で訴えてから50年後に実現しました。少しでも無駄な事業の見直しに力を入れる、国や県に要求をするなどして、学校給食の無償化、高齢者医療費の無償化、減税をはじめ、市民が心から要求している問題を実現させることは市長の決断次第でできるのではないのでしょうか。

今後のことを期待して、議案第1号の反対討論とします。

次に、議案第2号、国保の問題です。

国保税に関しては、以前から市民の皆さんから高過ぎるという声、これに応じて、私はまず収入のない未成年者からの均等割をやめるべきだということを訴え続けております。一部国がやりましたが、まだまだこれではどうにもなりません。何としてもこれを実現させなくては行けません、この件についてもまだ手をつけられておりません。これでは市民は苦しむばかりです。議案第2号にも反対します。

議案第3号です。後期高齢者医療費の問題です。

後期高齢者の問題では、いつも申し上げておりますが、高齢者と現役世代とを分けた本当に差別的な医療制度だと思います。お年寄りの人たちは、税金は出す、しかし、いざ病院に行こうかということ、お金がないということで、ぎりぎりにならないと行けないという人もいらっしゃいます。また、医療費も1割から2割に上がるなど、本当に安心できるものではないと、私はこれにも反対をします。

水道事業です。

これもいつも申し上げておりますが、今、特に高齢者が増え、独り暮らし、高齢者家族がありますが、多くの高齢者の方たちは今自宅で生活をしないでデイサービスなどに行かれております。こういう皆さんたちは施設でお風呂に入ったり、いろんなことをなさっておりますが、使う水道というのは僅かです。しかし、基準が決まっております。十分使わなくても水道料を払わなくては行けない。ましてや公共下水道も一緒になっていけば高い金を払わなくては行けない、こういう実態が続いております。私はこういう実態を見るときに、やっぱり料金の見直しをすべきだということを訴え続けておりますが、これもなかなか手をつけられておりません。私はこの予算案にも反対をします。

以上を申し上げまして、私の討論を終わります。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ほかに討論はありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

11番議員の伊東茂です。新年度予算審査特別委員会に付託されました案件、議案第1号 令和5年度鹿島市一般会計予算について、以下、議案第6号までの予算について賛成の立場で討論をします。

令和5年度一般会計当初予算は総額15,509,000千円で構成されており、昨年6月補正後、肉づけ予算と対比して見ると、5.8%、946,191千円の減となっています。新年度の歳入、主要一般財源を見ると、普通交付税の伸び率はなく、地方交付税の減少、財政調整基金からの繰入れ、市債、いわゆる借入金への依存度を含め、厳しい財源と見てとれます。

歳出予算では、新型コロナウイルス感染症に振り回された社会経済活動がようやく正常化を取り戻そうとする中、鹿島市の最上位計画、第七次総合計画を滞りなく進めるための事業が予定されています。人口減少対策、防災・減災へ向けた安全・安心なまちづくりに加え、デジタル化の推進、脱炭素社会の構築など、新しい時代への対応に取り組まれています。ただ、市民サービスを維持していくためには、従来からの事業の見直しも検討しなければならないと考えます。

3年近く続いたコロナ禍により市民の生活様式にも変化が見られ、他市町に後れを取らない市民サービス向上に向けた取組の予算配分をする必要性を強く感じました。少しでも多くの財源確保のためには、全国の自治体が知恵を出し取り組んでいるふるさと納税の寄附獲得への努力が必要です。鹿島市の特産品を生かした新たな開発や本市ならではのユニークな企画返礼品など、市民の皆さんからの提案をいただきながら、目標とする年間10億円を超す寄附額獲得を目指していただきたいと思います。

市民の皆さんの理解を得るためには、説明責任を果たし、松尾市長が考える財政健全化に向けた事業の集中と選択を進めていただきたいと申し添えておきたいと思います。

議案第1号から第6号までの予算については、各部署、各事業に適正な配分がされていると判断をし、賛成といたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 令和5年度鹿島市一般会計予算について、委員長報告は可決で

す。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決しました。

次に、議案第2号 令和5年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第2号は提案のとおり可決しました。

次に、議案第3号 令和5年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第3号は提案のとおり可決しました。

次に、議案第4号 令和5年度鹿島市給与管理特別会計予算について、委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第4号は提案のとおり可決しました。

次に、議案第5号 令和5年度鹿島市水道事業会計予算について、委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第5号は提案のとおり可決しました。

次に、議案第6号 令和5年度鹿島市下水道事業会計予算について、委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第6号は提案のとおり可決しました。

日程第12 議員上程

○議長（角田一美君）

次に、日程第12. 議員上程であります。

議員提案第1号 鹿島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての審議に入ります。

提案者代表の説明を求めます。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

11番議員の伊東茂です。議員提案第1号 鹿島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由を説明いたします。

議員提案の議案書1ページを御覧ください。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、市議会における個人情報の適正な取扱い等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものです。

次に、議員提案の説明資料の1ページを御覧ください。

まず、背景ですが、改正後の個人情報の保護に関する法律の規定は、地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりますが、地方議会は国会や裁判所と同様に、その独立性を確保するという考え方から同法の適用対象外とされ、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされたものです。

次に、現状及び課題ですが、現在、鹿島市議会の個人情報の保護制度は、鹿島市個人情報保護条例第2条第4号の実施機関に議会が含まれるため、同条例の適用を受けていますが、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行期日、令和5年4月1日以降は同条例が廃止されることとなりますので、新たに執行機関が定める鹿島市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定との整合性を図りながら、本条例の規定を定める必要があります。

次に、主な規定の内容ですが、第1章、総則では、条例の目的、使用する字句の定義等について定めております。

第2章、個人情報等の取扱いでは、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について定めております。

第3章、個人情報ファイルでは、議会が保有している個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めております。

第4章第1節、開示では、開示請求権、開示請求の手続、開示請求の手数料等について、第2節、訂正では、訂正請求権、訂正請求の手続等について、第3節、利用停止では、利用停止請求権、利用停止請求の手続等について、第4節、審査請求では、執行機関の附属機関である鹿島市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等について定めております。

第5章、雑則では、個人情報の適正な取扱いの確保等について定めております。

第6章、罰則では、職員、もしくは職員であった者、受託業務従事者等に対する罰則について定めております。

最後に、施行期日ですが、令和5年4月1日から施行すると定めております。

議案書の1ページにお戻りください。

提出者は、鹿島市議会議員、西一郎、同じく宮崎幸宏、同じく笠継健吾、同じく中村日出代、同じく池田廣志、同じく杉原元博、同じく樋口作二、同じく中村和典、同じく中村一堯、

同じく勝屋弘貞、同じく徳村博紀、同じく福井正、同じく松尾征子、同じく松田義太、同じく伊東茂。

以上で提案理由及び制定内容の説明を終わります。

○議長（角田一美君）

本議案は議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑は省きます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決しました。

日程第13 議員上程

○議長（角田一美君）

次に、日程第13. 議員上程、意見書第1号 有明海再生に係る諸問題について解決を図るよう求める意見書（案）であります。

お諮りいたします。意見書第1号は、会議規則第36条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

提出者を代表して意見書（案）の読み上げを求めます。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

意見書第1号

有明海再生に係る諸問題について解決を図るよう求める意見書（案）

国が諫早湾干拓の潮受堤防排水門の開門を命じた確定判決の無効化を求めた請求異議訴訟で、本年3月1日最高裁第3小法廷が漁業者側の上告を棄却し、これをもって、漁業への悪影響は軽減したとして確定判決に基づく開門の強制執行は許さないとした二審・福岡高裁判決が確定した。

鹿島市議会はいまでも、諫早湾干拓の潮受堤防排水門の開門調査をはじめ、有明海再生

のため様々な施策を国に求め、意見書を採択してきたところである。

福岡高裁が「和解協議に関する考え方」を示し、協議を重ねて、国と漁業者が互いに歩み寄って紛争を解決するために努力することを求めたにもかかわらず、和解協議の席に着こうとしなかった国の主張が認められ、今回の最高裁の判断が出されたことについては、非常に残念である。有明海の再生のために、開門調査を含む有明海の環境変化の原因究明が必要だという我々の思いは、いささかも変わっていない。

近年、有明海佐賀県海域では赤潮の発生が相次ぎ、海苔の色落ち被害や生産枚数の減少などにより漁業者の経営状況は逼迫している。また、当市においては、アゲマキやサルボウなどの二枚貝も採れない状況が続いており、有明海再生に至っていない。このような状況の中、関係者が一体となって有明海再生に取り組む必要があり、国はこれら有明海再生に係る諸問題について真摯に対応し、解決していく責務があると考えます。

ついでには、有明海が以前のような「宝の海」に戻ることができるよう、国は、関係する者の意見やその思いをくみ取り、早期に問題の解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
農林水産大臣 野村哲郎様
環境大臣 西村明宏様

以上のとおり意見書（案）を提出する。

令和5年3月23日

提出者	鹿島市議会議員	西	一郎
〃	〃	宮崎	幸宏
〃	〃	笠継	健吾
〃	〃	中村	日出代
〃	〃	池田	廣志
〃	〃	杉原	元博
〃	〃	樋口	作二
〃	〃	中村	和典
〃	〃	中村	一堯
〃	〃	勝屋	弘貞

伊 東 茂
徳 村 博 紀
福 井 正
松 尾 征 子
松 田 義 太

鹿島市議会議長 角 田 一 美 様

以上です。

○議長（角田一美君）

本意見書案は議長を除く全議員からの提出案件ですので、質疑は省きます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 有明海再生に係る諸問題について解決を図るよう求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、意見書第1号は提案のとおり可決されました。

日程第14 公共交通対策特別委員会の報告

○議長（角田一美君）

次に、日程第14. 公共交通対策特別委員会の報告であります。

公共交通対策特別委員会から報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許します。公共交通対策特別委員会委員長福井正義員。

○公共交通対策特別委員長（福井 正君）

皆さんこんにちは。公共交通対策特別委員会の4年間の活動につきまして、委員長福井正が御報告をいたします。

令和元年5月に結成されました公共交通対策特別委員会は、鹿島市が抱える道路、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通の在り方と問題解決に取り組む委員会でございます。4年間の活動が終了いたしましたので、これまでの活動を報告いたします。

まず、委員協議会で年間計画をつくりました。委員協議会は4年間で16回開催をしております。

まず、令和元年度です。9月26日、鹿島市内循環バスに委員会委員で乗車体験をいたしました。

10月30日、11月22日、国道498号の安全で走行性がいい道路整備について協議をいたしました。

12月19日、太良町議会の公共交通対策特別委員会と太良町議会で長崎本線と地域公共交通についての協議を行いました。

12月20日、嬉野、武雄両市議会に伺って趣旨を説明し、要望書を県知事に提出することを報告、12月20日、佐賀県庁を訪問し、鹿島市議会として一般国道498号鹿島－武雄間の早期整備を求める要望書を山口知事に提出いたしました。

1月21日、3月2日、3月24日、委員会行政視察を協議、ただ、新型コロナウイルス感染症のために断念をいたしました。

令和2年度、9月15日、祐徳自動車バス事業の現状を意見交換いたしました。

10月19日、鹿島市企画財政課と地域公共交通について協議をいたしました。

11月9日、再耕庵タクシーとタクシー事業の現状を意見交換いたしました。

12月18日、鹿島市議会12月定例会において、公共交通維持のための財政支援拡充を求める意見書（案）についてを可決いたしました。

1月25日、1月28日、新幹線開業後の長崎本線の肥前浜までの電化の要望について協議、電化に対する地元負担と費用対効果が検討課題として上がりました。

2月3日、佐賀県・長崎県・JR共同作業所訪問で意見交換をいたしました。

令和3年度、新型コロナウイルス感染症のため他議会との意見交換などは行えず、公共交通対策特別委員協議会を延べ6回開催し、九州新幹線開業後の長崎本線の利便性等について協議をいたしました。

令和4年度、11月14日、山口県美祢市、11月15日、大分県臼杵市の行政視察を行いました。

美祢市は山口県中央部に位置し、観光地として有名な秋吉台がある。ほとんどが中山間地で、面積も広く、スクールバスの運行で小・中学校の児童・生徒の送迎を行い、高齢者の通院については主に病院の車での送迎に取り組まれている。

臼杵市は海岸部から中山間地へと広がり、平地では高速バスの運行で都市とつながっている。中山間地では循環バスを運行し、各地に点在する利用者を途中の拠点まで送迎し、そこからデマンドタクシーで目的地に送迎する取組がなされていた。

美祢市も臼杵市も担当者が地域公共交通の課題をよく理解され、住民目線で熱心に取り組まれていたのが印象に残りました。

以上で公共交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で公共交通対策特別委員会からの報告を終わります。

日程第15 まちづくり対策特別委員会の報告

○議長（角田一美君）

次に、日程第15. まちづくり対策特別委員会の報告であります。

まちづくり対策特別委員会から報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許します。まちづくり対策特別委員会委員長勝屋弘貞議員。

○まちづくり対策特別委員長（勝屋弘貞君）

まちづくり対策特別委員会委員長勝屋弘貞でございます。

委員会の構成メンバーは、西一郎、笠継健吾、杉原元博、中村和典、徳村博紀、伊東茂、勝屋弘貞の7議員でございます。

なお、副議長の松田義太議員にオブザーバーとして参加いただいております。

任期4年中前半の2年の報告は中間報告を行っておりますので、省かせていただきます。

後半の2年はコロナ禍ということで、視察を含め対外的な交流を控え、庁内でJR肥前鹿島駅及び駅周辺整備関連について取り組んでまいりました。

以下、活動内容でございます。

令和3年度7月、JR肥前鹿島駅整備構想（素案）を基に、担当部局である都市建設課と協議。県議会での県知事の演告において鹿島市への振興支援が表明されたものの、基本計画にならないと具体的な費用の持分、配分が分からないこともあり、10月に構想発表予定を控えたここでは、構想のコンセプトに沿い、整備の目標、推進体制スケジュール等の説明を受けた後、規模やロータリーゾーニングの確認など、市民の意見が反映された構想となるよう検討を行いました。

令和4年度におきましては、JR肥前鹿島駅周辺整備基本計画策定の進捗状況について、5月20日、6月9日に協議を行いました。

なお、大きく関連するというので、公共交通対策特別委員会と合同にての開催となっております。

これまでの経過、JR肥前鹿島駅周辺整備検討体制、JR肥前鹿島駅周辺デザイン検討会議の委員構成及び設置要綱、JR肥前鹿島駅周辺まちづくり会議の委員構成及び設置要綱、基本計画・基本設計の主なスケジュール、JR肥前鹿島駅周辺整備基本計画ワークショップ等の説明を聞いた後、協議に入り、全体構想を基にした質問、意見を行いました。

以下、主なものといたしまして、市の負担軽減について、検討会議メンバーについて、民間活力ゾーンについて、ロータリーについて、駅舎デザインについて、鹿島を感じられる駅舎とは、駐車場について、東口、南口について等でございます。

昨年9月、西九州新幹線の暫定開業に伴い、長崎本線が上下分離し、特急電車の減便といった中、大規模な整備計画を行うことに関しましては、市民の皆様からは多くの意見を頂戴いたしておるところでございます。今後、本格的な工事、整備が始まるわけでございますが、JR肥前鹿島駅周辺開発がまちの交流循環拠点として、まちのにぎわい創出の場としてしっかりと機能するよう、今後も議会においては継続して取り組んでまいります。

以上、委員会報告でございます。

○議長（角田一美君）

以上でまちづくり対策特別委員会からの報告を終わります。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了しました。

今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 32 分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 角 田 一 美

会議録署名議員 7 番 樋 口 作 二

同 上 8 番 中 村 和 典

同 上 9 番 中 村 一 堯